

参考資料

通知文
補助要項等

(参考資料) 通知文

「第2部 文化財復旧の取組と情報発信、第1章 文化財復旧の取組、表2-1及び表2-2 (pp. 20-21)」に記載した令和2年7月豪雨に際し文化課から発出した文書の一部を参考資料として掲載する。

1 被災文化財の取扱いに関する文書

(1) 令和2年7月4日の大雨に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の取扱いについて (通知)

教文第691号 令和2年(2020年)7月6日	各市町村教育長 様 荒尾市長 様
熊本県教育長	
令和2年7月4日の大雨に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の取扱い について (通知)	
今般の熊本県南部における大雨災害に関しては、被災地域のおかれた状況等に鑑み、ライフラインの確保等早急な復旧事業が急務です。	
つきましては、復興に伴う応急措置や復旧工事と埋蔵文化財保護の整合を図り、円滑な復興を進めるために、令和2年7月4日の大雨に伴う復旧工事については、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第93条、第94条、第96条及び第97条に規定されている届出又は通知に係るものに関し、別紙の取扱いにすることとし、その対象とする範囲は下記のとおりとします。	
記	
1 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧 2 仮設住宅の建設 3 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地 4 その他緊急を要する復旧工事	

(別紙)
令和2年7月4日の大雨に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の取扱い について
1 法第93条関係 (1) 土木工事等のための発掘調査については、法第93条に規定されている。 (2) 同条第1項において読み替えて準用する法第92条第1項により、発掘に着手する日の60日前までに届け出ることが必要であるが、同項ただし書により、「文部科学省令の定める場合」は例外とされている。 (3) これを受けて、埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則(昭和29年文化財保護委員会規則第5号。(4)において「規則」という。)第3条が定められている。 (4) 今般の令和2年7月大雨災害に伴う復旧工事は、規則第3条第1項第2号に規定する「非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合」に該当すると考えられる。
2 法第94条関係 (1) 国の機関等が行う発掘については、法第94条に規定されている。 (2) 同条第1項により、発掘に係る事業計画の策定前に通知することが必要であり、その例外となる場合は定められていない。

※ 前頁から続く

- (3) しかし、同条の制定の趣旨としては、法第93条の特例的な規定であるとされており、「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和50年9月30日付け文化庁次長通知) 第五一三参照)、法第93条の規定を参考として、法第92条第1項ただし書の規定を類推適用することが可能であると考えられる。
- (4) 以上の解釈により、今般の令和2年7月大雨災害に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、事業計画策定前の通知を要しないものとして取り扱うことが考えられる。

3 法第96条関係

- (1) 遺跡の発見については、法第96条に規定されている。
- (2) 同条第1項により、遺跡を発見した場合には、現状を変更することなく、遅滞なく、届け出ることが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条第1項ただし書には、「非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない」とされている。
- (4) 「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」とは、現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合であり、そのような非常災害のために必要な応急措置により遺跡が発見された場合にも、全て通常の遅滞のない届出を求めることは、必ずしも妥当ではないと考えられる。
- (5) 以上の解釈により、今般の令和2年7月大雨災害に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、遺跡発見時の遅滞のない届出を要しないものとして取り扱うことができると考えられる。

4 法第97条関係

- (1) 国の機関等の遺跡の発見については、法第97条に規定されている。
- (2) 同条第1項により、遺跡を発見した場合には、現状を変更することなく、遅滞なく、通知することが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条第1項ただし書には、「非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない」とされている。
- (4) 「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」とは、現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予想される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合であり、そのような非常災害のために必要な応急措置により遺跡が発見された場合にも、全て通常の遅滞のない通知を求めることは、必ずしも妥当ではないと考えられる。
- (5) 以上の解釈により、今般の令和2年7月大雨災害に伴う復旧工事については、その緊急性に応じ、遺跡発見時の遅滞のない通知を要しないものとして取り扱うことができると考えられる。

(2) 令和2年(2020年)7月4日から的大雨に伴う災害復旧事業に係る文化財保護法第125条第1項ただし書の既定の適用について(通知)

教文第717号
令和2年(2020年)7月6日

各市町村教育長 様
荒尾市長 様

熊本県教育長

令和2年(2020年)7月4日から的大雨に伴う災害復旧事業に係る文化財保護法第125条第1項ただし書の規定の適用について(通知)

国指定史跡名勝天然記念物の現状変更については、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第125条第1項の規定に基づき文化庁長官の許可が必要ですが、同項ただし書において「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」は許可を要しないこととされています。

本条に関し、令和2年(2020年)7月4日から的大雨に伴う災害復旧事業で被災市町村の国指定史跡名勝天然記念物の指定に係る土地で行われるものについては、下記の事項を「非常災害のために必要な応急措置」として取扱うこととします。

貴機関におかれましては、この旨御了知の上、事務処理に遺漏のないようお取り計らいください。

※ 前頁から続く

なお、文化財保護法第168条第3項及び熊本県文化財保護条例第39条についても同様の取扱いとします。

また、個別の事案について疑義が生じた場合は、その都度御照会いただきますようお願いいたします。
 おって、本件については文化庁文化財第二課と協議済みであることを申し添えます。

記

対象となる災害復旧事業の範囲は、令和2年（2020年）7月4日からの大雨に伴う災害復旧事業のうち、以下の①から⑦のいずれかに該当し、かつ令和2年（2020年）9月30日までに着手するものとします。

- ① 崩落した土砂、落石等の撤去及び除去
- ② 崩落した法面等の応急的な崩落防止対策
- ③ 損壊又は焼失した建物その他工作物の撤去及び整地
- ④ 水害等により堆積した土砂、漂流物、塵芥等の撤去、除去及び整地
- ⑤ 緊急車両のための仮設道の設置
- ⑥ 撤去物の仮置き
- ⑦ その他緊急を要するもの

なお、災害復旧事業の進捗状況等に鑑み、上記取扱いの延長が必要な場合は、別途通知するものとします。

※ 政令指定都市である熊本市には、県教育委員会から県内市町村に対し通知を発出した旨を通知。

（３）令和２年７月豪雨の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（通知）

教文第1364号

令和2年（2020年）10月14日

各市町村教育長 様
 荒尾市長 様

熊本県教育長

令和2年7月豪雨の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて（通知）

豪雨災害からの復旧・復興事業につきまして、日頃からご協力頂きありがとうございます。

埋蔵文化財の取扱いについては、文化財保護法の弾力的運用として、令和2年（2020年）7月6日付け教文第691号で「令和2年7月4日の大雨に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財に関する文化財保護法の規定の取扱いについて」として通知させて頂いたところです。

埋蔵文化財の取扱いについては、被災地の状況にかんがみ、早急な復旧・復興が急務であるとの認識のもと、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図ることが必要であります。

ついては、別紙「令和2年7月豪雨の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて」にご留意の上、適切にご対応くださるようお願いいたします。

(別紙)

令和2年7月豪雨の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

1 取扱いの基本原則

- (1) 被災地の状況にかんがみ、早急な復旧・復興が急務であるとの認識のもと、復旧・復興事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護との整合を図るものとする。
- (2) 具体的には、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成10年9月29日庁保記第75号文化庁次長通知。以下、「平成10年通知」という。）を踏まえて、適切な措置を執りつつ、被災地の実情にあわせて弾力的な運用の措置を執ることができるものとする。

※ 前頁から続く

2 適用範囲等

- (1) この取扱いの適用範囲は、令和2年7月豪雨災害の復旧・復興事業（被災建物その他の工作物の撤去・整地・修理・復旧等、被災地域等における建物その他の工作物の新設、土地区画整理事業・土地改良事業等）の実施に伴う埋蔵文化財の取扱いとする。
- (2) この取扱いの適用期間は、県内市町村文化財保護担当部局における復旧・復興事業に応じ、熊本県教育委員会において別途、定めるものとする。

3 埋蔵文化財の取扱い等

- (1) 復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いは、平成10年通知を踏まえつつ、以下の点について、弾力的な運用を図るものとする。

①試掘・確認調査

周知の埋蔵文化財包蔵地内であって、従前の分布調査等によって知見がある場合は、原則、試掘・確認調査を要しないものとする。

②記録保存のための発掘調査

被災前の規模・構造を大きく改変しないで行われる建物その他の工作物の復旧の場合は、原則、発掘調査を要しないものとする。

(2) 取扱いに関する留意事項

- ①個人の住宅・店舗、小規模又は簡易な集合住宅、電気・水道等の生活関連公共施設の改修及び新築、道路の改修等、住民の生活に密着しており、かつ、埋蔵文化財への影響が比較的小さい事業については、復旧・復興の推進に配慮すること。
- ②大規模な集合住宅・事務所、公共施設の改修・新設等、相当程度の埋蔵文化財への影響が予測される事業については、事業実施に当たり時間的余裕等の事業者側の諸事情に配慮しつつ、埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないよう措置すること。
- ③道路建設や土地区画整理事業等相当範囲にわたり都市の基盤全体に係わって行われる事業及び田畑における土地区画整理事業等相当範囲にわたり農地全体に係わって行われる事業については、その事業計画の初期の段階から事業者側と調整し、埋蔵文化財の調査等を当該事業の内容・進行過程の一部として組み込むこと等により、事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護に遺漏のないように措置すること。
- ④上記②及び③に掲げる事業については、周知の埋蔵文化財包蔵地外において、遺構や遺物が発見されることに備え、分布調査（現地踏査）や試掘調査を行い、あらかじめ埋蔵文化財の範囲や性格等を把握することが、事業の円滑な推進と埋蔵文化財の適切な保護に資する観点から望ましいこと。

(3) 発掘調査等の体制

事前の試掘・確認調査及び記録保存のための発掘調査の実施については、熊本県において被災市町村に対する支援等の措置を執り、発掘調査等について必要に応じて支援する等、迅速な対応に努めるものとする。

※ 政令指定都市である熊本市には、県教育委員会から県内市町村に対し通知を発出した旨を通知。

2 その他文書

(1) 文化財収蔵施設の災害対策について（通知）

教文第1299号
令和2年（2020年）10月7日

各市町村教育長 様
荒尾市長 様

熊本県教育長

文化財収蔵施設の災害対策について（通知）

日頃から文化財保護行政にご尽力いただきありがとうございます。

さて、令和2年7月豪雨に伴う河川の氾濫により、人吉城歴史館（人吉市麓町）、八代市西部文化財収蔵施設（八代市坂本町）、芦北町文化財収蔵庫（芦北町佐敷）が浸水し、収蔵していた文化財及び記録類（調査資料や写真等）が水損するといった甚大な被害が生じました。

このことは、文化財収蔵施設の立地等において、災害危険度を確認し、それに応じた予防策を講じることの必要性を示しているといえます。

つきましては、文化財収蔵施設における文化財及び記録類（調査資料や写真等）への災害被害を防ぐために、あらためて下記の対策等についてご検討くださいますようお願いいたします。

記

- 1 ハザードマップ等により、文化財収蔵施設の所在箇所における洪水（想定最大規模）、風水害、土砂災害及び津波等の災害発生を予測し、文化財収蔵施設の災害危険度を確認する。
- 2 文化財収蔵施設の所在地が災害で被災する可能性の高い場合、文化財や記録類の保管場所を移転する。
- 3 浸水の可能性のある文化財収蔵施設の場合、水損による被害を避けるために文化財や記録類等は浸水が及ばない高層階で保管する。
- 4 その他、文化財や記録類が災害被害を受けないように、随時対策を行う。

（参考）

- 国土交通省ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>
- 各市町村作成のハザードマップ（上記ポータルサイトからもアクセス可）
- 熊本県文化財防災マニュアル <https://sitereports.nabunken.go.jp/71142>

（参考資料）補助要項等

「第2部 文化財復旧の取組と情報発信、第3章 文化財復旧等に係る補助事業（pp. 45-55）」に記載した補助事業のうち文化課が所管する県費補助事業に係る要項等を掲載する。
 なお、参考までに国庫補助は国ホームページアドレスも掲載する。

1 県費補助事業

（1）熊本県補助金等交付規則

熊本県補助金等交付規則

（昭和56年7月23日規則第34号）
 改正平成8年3月29日規則第30号

（趣旨）

第1条 この規則は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- （1）補助金
- （2）利子補給金（別に定めるものを除く。）
- （3）その他相当の反対給付を受けない給付金であって別に定めるもの
- 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
 - （1）県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの
 - （2）利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付又は同項第2号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

（補助金等の交付の申請）

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- （1）申請者の氏名又は名称及び住所
- （2）補助事業等の目的
- （3）補助事業等の内容及び経費の配分（第7条において「補助事業等の内容等」という。）
- （4）交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- （5）その他知事が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - （1）事業計画書
 - （2）補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
 - （3）実施設計書（工事を施工する場合に限る。）
 - （4）その他知事が必要と認める書類
- 3 前2項の規定にかかわらず、知事は、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

（補助金等の交付の決定）

第4条 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

※ 前頁から続く

- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第5条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) その他知事が必要と認める条件

- 2 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を付けたときは、間接補助事業者等に対し、これを履行するために必要な条件を付さなければならない。

(決定の通知)

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第7条 補助事業者等は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業等の内容等について別に定める変更事由が生じたときは、別に定めるところにより、変更申請書に事業変更計画書を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により変更申請書の提出があった場合において、当該変更申請書に係る変更の内容等が適正であると認めたときは、その承認をすることができる。この場合において、補助金等の交付決定額の変更を必要とするときは、補助金等の交付の変更決定をするものとする。
- 3 第5条及び前条の規定は、前項の変更の承認及び変更決定について準用する。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前2条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別に定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。)

- 3 第6条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他知事の命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。第17条において同じ。)をしてはならない。

※ 前頁から続く

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わせ、間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあっては、その融通の目的に従って使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。第17条において同じ。)をすることのないようにさせなければならない。

(状況報告)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、補助事業者等に対し補助事業等の遂行の状況について報告を求めることができる。

(補助事業等の遂行等の命令)

第12条 知事は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の請求等)

第16条 補助事業者等は、補助金等の請求をしようとするとき(補助金等の概算払又は前金払を受けようとするときを含む。)は、別に定めるところにより、請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により補助金等の概算払又は前金払に係る請求書の提出があった場合において、概算払又は前金払をすることが適当であると認めるときは、補助金等の交付の決定額の範囲内において補助金等を交付することができる。

(決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前1項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 第6条の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。

※ 前頁から続く

(補助金等の返還)

第 18 条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 19 条 補助事業者等は、第 17 条第 1 項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金等が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第 20 条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第 20 条の 2 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第 21 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者等は、前項に規定する財産については、別に定める期間、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(立入検査等)

第 22 条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(証拠書類の保管)

第 23 条 補助事業者等は、補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を別に定める期間保管しなければならない。

(雑則)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

※ 前頁から続く

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 56 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 4 項の規定は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

(土木費補助規則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 土木費補助規則(昭和 23 年熊本県規則第 24 号)
 - (2) 狂犬病予防事務補助金交付規則(昭和 26 年熊本県規則第 36 号)
 - (3) 熊本県簡易水道施設補助金交付規則(昭和 28 年熊本県規則第 5 号)
 - (4) 熊本県農地等災害復旧事業補助金交付規則(昭和 29 年熊本県規則第 42 号)
 - (5) 熊本県災害林道復旧事業補助金交付規則(昭和 29 年熊本県規則第 47 号)
 - (6) 熊本県地籍調査補助金交付規則(昭和 30 年熊本県規則第 44 号)
 - (7) 熊本県農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金交付規則(昭和 31 年熊本県規則第 51 号)
 - (8) 熊本県農地関係災害防止施設事業補助金交付規則(昭和 32 年熊本県規則第 3 号)
 - (9) 熊本県結核予防費補助金交付規則(昭和 23 年熊本県規則第 8 号)
 - (10) 熊本県漁港施設関係補助金交付規則(昭和 33 年熊本県規則第 16 号)
 - (11) 熊本県認定訓練事業費補助金交付規則(昭和 34 年熊本県規則第 4 号)
 - (12) 熊本県民有林林道開発事業補助金交付規則(昭和 34 年熊本県規則第 22 号)
 - (13) 熊本県民有林林道改良事業補助金交付規則(昭和 35 年熊本県規則第 57 号)
 - (14) 熊本県有害獣駆除事業補助金交付規則(昭和 35 年熊本県規則第 67 号)
 - (15) 財団法人肥後奨学会補助金交付規則(昭和 36 年熊本県規則第 35 号)
 - (16) 熊本県海外移住者支度費補助金交付規則(昭和 37 年熊本県規則第 20 号)
 - (17) 熊本県森林組合合併推進施設整備事業費補助金交付規則(昭和 39 年熊本県規則第 4 号)
 - (18) 熊本県中小企業労務改善事業費補助金交付規則(昭和 40 年熊本県規則第 54 号)
 - (19) 熊本県林業構造改善事業補助金交付規則(昭和 40 年熊本県規則第 71 号)
 - (20) 熊本県国民健康保険事業費補助金交付規則(昭和 41 年熊本県規則第 16 号)
 - (21) 熊本県沿岸漁業構造改善事業費補助金交付規則(昭和 46 年熊本県規則第 46 号)
 - (22) 熊本県造林事業補助金交付規則(昭和 48 年熊本県規則第 51 号)
 - (23) 熊本県農業振興補助金交付規則(昭和 52 年熊本県規則第 23 号)

(経過措置)

- 3 この規則は、昭和 56 年 8 月 1 日以後に補助金等の交付の意思が表示される事務又は事業について適用し、同日前に補助金等の交付の意思が表示された事務又は事業については、なお従前の例による。
- 4 附則第 2 項各号に掲げる規則の規定に基づき昭和 57 年 3 月 31 日以前に補助金等の交付の意思が表示された事務又は事業については、なお従前の例による。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日規則第 30 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 熊本県教育・文化等振興補助金等交付要項

熊本県教育・文化等振興補助金等交付要項

最終改正 令和7年3月11日教政第1325号

(趣旨)

第1条 教育長は、教育・文化等の振興を図るため、市町村又は団体等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 補助金等の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額は、別に定める。

(事業実施計画の認定申請)

第3条 補助事業者が、補助金等（内示を行うものに限る。）の交付を受けて、補助事業を実施しようとするときは、事業実施計画承認申請書（別記第1号様式）に当該事業に係る事業実施計画書（各事業ごとに教育長が別に定める様式）を添えてあらかじめ教育長に提出するものとする。

(事業実施計画の認定と補助金等の内示)

第4条 教育長は、前条の規定により、事業実施計画承認申請書の提出があった場合において、審査のうえ適当と認めた時は、事業実施計画の認定を行い、その旨を申請者に通知するとともに補助金等の内示を行うものとする。

2 事業実施計画が2年度以上にわたるものについては、前項の補助金等の内示は、補助事業実施の各年度において行うものとする。

(事業実施計画の内容等の変更)

第5条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業の内容等について別に定める変更事由を生じたときは、事業実施計画変更承認申請書（別記第1号様式を準用する。）に当該事業に係る事業実施変更計画書（各事業ごとに教育長が別に定める様式）を添えて教育長に提出するものとする。

2 教育長は、前項の規定により事業実施計画変更承認申請書の提出があった場合において、審査のうえ適当と認めたときは、事業実施変更計画の認定を行い、その旨を申請者に通知するとともに、補助金等の額に変更を生じる場合は補助金等の変更内示を行うものとする。

(補助金等の交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第2号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業計画書（各事業ごとに教育長が別に定める様式）

(2) 収支予算書（別記第3号様式）

3 補助事業者は、規則第3条第1項の申請をするに当たって、補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額した額で申請しなければならない。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、補助金等交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 教育長は、前項の規定による補助金等の交付決定に当たっては、前条第3項の規定により補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額を減額して交付決定を行うものとする。

3 教育長は、申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない交付の申請がなされたものについては、補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額については、第14条に規定する補助金等の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

※ 前頁から続く

(補助事業の内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、別に定める。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は、各事業ごとに教育長が別に定める。

3 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金等の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第6号様式）により、補助金等の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(事業の補助金等交付決定前着工)

第9条 補助事業者は、災害復旧事業等の補助事業において、緊急やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に事業を着工する必要がある場合は、当該承認申請書（各事業ごとに教育長が別に定める様式）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(工事の着工及び完成報告)

第11条 補助事業者は、工事を伴うものについては、工事に着工したときは工事着工報告書（別記第8号様式）を、工事が完成したときは工事完成報告書（別記第8号様式を準用する。）を直ちに教育長に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 規則第11条の規定による状況報告は、別に定めるところにより行うものとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条の実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業実績書（各事業ごとに教育長が別に定める様式）

(2) 収支精算書（別記第3号様式を準用する。）

(3) その他教育長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助金等の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。ただし、教育長が別に定める場合はこの限りでない。

4 第1項の実績報告を行うに当たって、補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金等の額から減額して報告しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第14条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定通知は、補助金等交付確定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

(補助金等の請求等)

第15条 補助金等の交付を受けようとするときは、当該請求書に教育長が別に定める書類を添付しなければならない。

2 規則第16条第1項の請求書は、別記第11号様式によるものとする。

(補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金等の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第12号様式により速やかに教育長に報告しなければならない。

2 教育長は、前項の報告があった場合には、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

※ 前頁から続く

(財産の処分の制限)

第 17 条 規則第 21 条第 2 項に規定する期間は、別に定める。

(証拠書類の保管期間)

第 18 条 規則第 23 条に規定する別に定める期間は、第 17 条で規定する財産処分の制限期間と同一とする。

(雑則)

第 19 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 10 年 5 月 22 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、令和 3 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

※要項別記様式、省略

熊本県教育・文化等振興補助金等交付要項第 2 条の規定に基づく
令和 7 年度補助対象経費、補助率又は補助金額

整理 No.	補助 事業名	新規 ／ 継続	目的	補助 対象者	補助 対象経費	補助率又は 補助金額	予算額 ・事業名
4	熊本県文化財保存整備費補助(国指定等)	継続	市町村等が国補助を受けて実施する国指定文化財等の保存・修理等について、その経費の一部を補助する(継足補助)。	文化財の所有者・管理者	文化財国庫補助事業対象経費	10%以内(市町村が補助事業者の場合 5%以内) ※ 補助事業者が市町村の場合、事業費 10,000 千円未満の事業及び国庫補助率 80%以上の事業については、対象外	予算額 文化財災害復旧事業(令和 2 年 7 月豪雨)
	(県指定)		市町村等が県指定文化財の保存・活用のために実施する計画策定・調査・修理・管理・整備・買い上げ等並びに維持補修的な調査・修理・管理・整備・買い上げ等に対してその経費の一部を補助する。	文化財の所有者・管理者	文化財国庫補助事業対象経費の取扱いに準じる	1/2 以内 ※ 市町村が補助事業者である場合、事業費 1,000 千円未満の事業は対象外	

(3) 熊本県文化財保存整備費補助金実施要

熊本県文化財保存整備費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 熊本県教育長は、文化財の保護と活用を図るための事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県教育・文化等振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の対象となる補助事業の種類等)

第2条 補助事業に係る文化財は、国指定、県指定及びこれらに準ずるものとする。

(事業実施計画の認定申請)

第3条 要項第3条の事業実施計画書は、要領別記第1号様式によるものとする。

(事業実施計画の内容等の変更)

第4条 要項第5条の事業実施変更計画書は、要領別記第1号様式を準用する。

(交付申請)

第5条 要項第6条第2項の添付書類は、収支予算書（要領別記第3号様式）のほか次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業計画書（要領別記第2号様式）
- (2) 支出内訳明細書（要領別記第3号様式）又は文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日文化庁長官裁定。以下「要綱」という。）様式第4に定められた支出内訳明細書（ただし、文化財保存事業費関係補助金を申請する場合に限る。）
- (3) 設計書及び設計図（工事施工の場合）
- (4) 補助金の交付の申請者が地方公共団体その他の法人であるときは、補助事業に要する経費に関し議会の議決又は定款等に定める手続きを経たことを証する書類
- (5) 補助事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び図面
- (6) 工程表（要領別記第4号様式）又は要綱様式第4に定められた工程表（ただし、文化財保存事業費関係補助金を申請する場合に限る。）
- (7) その他参考資料

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項第3号の「その他知事が必要と認める条件」は、国の文化財関係補助金に係る取扱いに準じ必要に応じて定めるものとする。

(補助事業の内容の変更)

第7条 要項第8条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるところとする。

- (1) 事業費の増減。ただし、事業内容の変更を伴わず、不用額が生じる場合は、実績報告での報告に代えることができるものとする。
- (2) 補助事業の内容の変更。ただし、補助事業の目的等に及ぼす影響が軽微であると認められるものを除く。

2 要項第8条第2項の事業変更計画書の添付書類は第5条の添付書類に準ずるものとする。

(補助金交付決定前着工承認申請)

第8条 要項第9条の補助金交付決定前着工承認申請書は、要領別記第5号様式によるものとする。

(状況報告)

第9条 要項第12条の規定による状況報告は、必要に応じて遂行状況報告書（要領別記第6号様式）により行うものとし、別に指示する日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 要項第13条第2項の添付書類は、収支精算書（要領別記第3号様式を準用する。）のほか次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

※ 前頁から続く

- (1) 事業実績書（要領別記第7号様式）
- (2) 支出内訳明細書（要領別記第3号様式）又は要綱様式第4に定められた支出内訳明細書（ただし、文化財保存事業費関係補助金の交付決定を受けた場合に限る。）
- (3) 実施設計書及び設計図（工事施工の場合）
- (4) 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料
- (5) その他参考資料

（財産の処分の制限）

第11条 要項第17条の規定による財産の処分の制限は、国の文化財関係補助金に係る取扱いに準ずるものとする。

（書類の経由）

第12条 規則、要項、又はこの要領に基づき提出する書類は、市町村教育委員会を経由するものとする。

（雑則）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
 この要領は、平成29年4月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
 この要領は、平成30年10月23日から施行する。
 この要領は、令和2年3月6日から施行する。
 この要領は、令和3年（2021年）3月15日から施行する。
 この要領は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

（要領別記様式、省略）

（4）令和2年7月豪雨被災者等支援交付金（市町村事業）交付要項

令和2年7月豪雨被災者等支援交付金（市町村事業）交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、令和2年7月豪雨による被災の状況を踏まえ、災害からの生活の再建並びに市街地及び集落の復興の推進等、当該地域における安全で安心して暮らすことのできる地域づくりを図るため、市町村に対し、予算の範囲内において「令和2年7月豪雨被災者等支援交付金（以下、「交付金」という。）」を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金交付規則（昭和56年熊本県規則第34号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（交付対象事業費及び補助率等）

第2条 交付金の対象となる事業（以下、「交付対象事業」という。）は、市町村が事業主体となって行われる別表に掲げる事業とし、交付対象事業に要する経費（以下、「交付対象事業費」という。）、交付率、交付上限額は、別表に定めるところとする。

2 交付対象事業には、交付決定前に着手または完了している事業も含むものとする。

（交付金の交付対象者）

第3条 交付金の交付対象者は、令和2年7月豪雨による被災市町村とする。

（交付金の交付の申請及び実績報告）

第4条 規則第3条第1項の申請書及び規則第13条の実績報告書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書および実績報告書の提出期限については、別途定めるものとする。

（交付金の交付の決定及び額の確定の通知）

第5条 規則第6条の規定による交付金の交付決定及び規則第14条の規定による交付金額の確定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

※ 前頁から続く

(交付金の請求)

第6条 規則第16条第1項の請求書は、別記第3号様式によるものとする。

(財産の処分の制限)

第7条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は減価償却資産の耐用年数等に関する政令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間または10年間のいずれか短い期間とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。

(証拠書類の保管)

第8条 規則第23条に規定する別に定める期間は、前条で規定する財産処分の制限期間と同一とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施行期日)

附 則

この要項は、令和2年（2020年）11月30日から施行し、令和2年（2020年）7月4日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）3月2日から施行し、令和2年（2020年）7月4日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）3月18日から施行し、令和3年（2021年）3月18日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）9月22日から施行し、令和2年（2020年）7月4日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年（2021年）12月23日から施行し、令和3年（2021年）12月23日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年（2022年）4月1日から施行し、令和2年（2020年）7月4日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年（2023年）4月1日から施行し、令和4年（2022年）12月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年（2023年）11月20日から施行し、令和5年（2023年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和6年（2024年）4月1日から施行し、令和6年（2024年）4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和7年（2025年）1月24日から施行する。

(要項別記様式、省略)

3 国庫補助事業

(1) 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金及び国宝重要文化財等防災施設整備費補助金

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html>



(2) 公立社会教育施設災害復旧費補助金

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/011101_00002.htm



(3) 熊本県なりわい再建支援補助金

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/50750.html>

